相続人代表者指定届

（兼 固定資産現所有者申告書）

令和　　　年　　　月　　　日

　　　滑川市長　あて

　被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を次のとおり指定したので、地方税法第９条の２第１項の規定により届け出ます。

|  |
| --- |
| １　固定資産課税台帳に登録されている所有者（被相続人） |
| ふりがな氏名 |  | 死亡年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 死亡時の住所 |  |
| ２　届出者…**相続人（現所有者）の代表者** |
| ① | ふりがな氏名 |  | 電話番号 | 　　　　　－　　　　　－　　　　　 |
| 住所 |  |
| 生年月日 | 　大正　・　昭和　・　平成　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 被相続人との続柄 |  | 個人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３　代表者以外の相続人（現所有者） |
| ② | ふりがな氏名 |  | 個人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 被相続人との続柄 |  | 住所 |  |
| ③ | ふりがな氏名 |  | 個人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 被相続人との続柄 |  | 住所 |  |
| ４　その他※記入欄が足りない場合は、裏面に記載ください。 |
| 今後の納付方法 | 　□　口座振替を希望　　　□　納付書払いを希望 |
| （市処理欄） |
| 資産税係 |  | 納税係 |  | 市民税係 |  | 確認者 |  |

　併せて、滑川市税条例74条の３の規定に基づき、地方税法第384条の３に規定する「現所有者」を次のとおり申告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資　　　産 | 被相続人コード | 代表者コード |
| □土地　□家屋　□償却　□共有　□納管等 |  |  |

代表者以外の相続人（現所有者）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ④ | ふりがな氏名 |  | 個人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 被相続人との続柄 |  | 住所 |  |
| ⑤ | ふりがな氏名 |  | 個人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 被相続人との続柄 |  | 住所 |  |
| ⑥ | ふりがな氏名 |  | 個人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 被相続人との続柄 |  | 住所 |  |
| ⑦ | ふりがな氏名 |  | 個人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 被相続人との続柄 |  | 住所 |  |

**【相続人代表者指定届について】**

相続人代表者指定届は、納税義務者※１がお亡くなりになった場合※２、事務手続きをスムーズに行うため、相続人の中から、**納税や還付に関する書類を受領する代表者を指定**いただくものです。（地方税法第９条の２）

※１　固定資産税は、土地または家屋の所有者として登記簿または土地・家屋補充課税台帳に登記・登録されている方が納税義務者となります。（地方税法第343条第２項前段）

※２　納税義務者がお亡くなりになった場合は、相続人がその納税義務を承継し、納付しなければならないことになります。（地方税法第９条）

　　　なお、相続人が複数いる場合は、相続人全員が連帯して納税義務を負うことになります。（地方税法第10条の２）

**【固定資産現所有者申告書について】**

　固定資産現所有者申告書は、賦課期日（１月１日）前に納税義務者がお亡くなりになった場合、**相続登記等をされるまでの間、**納税義務者が所有していた**土地や建物を現に所有している方※３を申告※４**いただくものです。（地方税法第384条の３）

　相続人代表者指定届と同様に、事務手続きをスムーズに行うため、相続人の中から代表者の指定をお願いします。

※３　賦課期日（１月１日）以前に所有者がお亡くなりになった場合は、賦課期日において、その土地や家屋を現に所有している方（一般的には、相続人全員）が納税義務者となります。（地方税法第343条第２項後段）

※４　条例により現所有者であると知った日の翌日から３か月を経過した日までの申告が義務づけられています。（滑川市税条例第74条の３）